

外国判決の承認執行の自発的調和

エルバルティ・ベリグ

(要約)

はじめに

本論文は、様々な法体系における外国判決承認制度の発展に照らして、どの程度までこれらの制度が自発的に調和されてきたかについて考察を試みたものである。国際条約による調和に対して、自発的調和とは、外国判決の承認執行に対する伝統的な障害が、国内法のレベルで自発的かつ一方的に減少することにより、様々な法体系の承認執行制度が接近する傾向を示すものである。

従来から、様々な法体系における外国判決承認執行制度の状況については、多くの学者が不満を述べ、国際条約を締結することによりこの望ましくない状況を改善すべきであるという共通の認識を持っていた。すなわち、これらの論者によれば、様々な法体系の承認執行実務が示すように、少なくとも原則として外国判決の承認が不可能である国々があり、承認を原則として認めている国々においても外国判決が効力を認められるためには、多少とも厳格な要件を乗り越える必要がある。

しかしながら、近時の外国判決の承認執行に関する発展に照らすと、以上の認識は、外国判決の承認執行に関する現状と合わなくなってきたように思われる。というのも、現在の外国判決の承認執行制度を従来の制度と比べると、しばしば挙げられている厳格な要件及び外国判決に対する厳格な態度は、もはや覆されているからである。その結果、国際的に認められている合理的な基準に基づく、理想的な制度・枠組みが現れてきたように見える。この現象を自発的調和と呼ぶことにする。

自発的調和は次の二つの側面から構成されている。一つは、外国判決に対する態度との関係で、かつて支配的であった不承認の原則に基づく態度が衰退し、承認の原則に基づく態度に取って代わってきたことである。もう一つは、外国判決の承認執行要件との関係で、最近まで維持されてきたいくつかの要件が廃止され、また他の要件は、現在の承認執行制度の要請・精神に適応させるため再解釈されてきたことである。

第一部 自発的調和と外国判決に対する態度：不承認の原則から承認の原則へ

第一部では、自発的調和の観点から、いくつかの法体系における外国判決に対する態度がどのように発展してきたかを検討した。その発展から、従来しばしば見られた不承認原

則という態度は、より寛大な承認の原則によって取って代わられてきた。不承認の原則に基づく外国判決に対する態度は、二つに分けることができる。一つは、外国判決の存在自体の否定に基づく態度であり、もう一つは、外国判決の価値の否定に基づく態度である。

第一章 自発的調和と外国判決の存在自体の否定：相互性に基づく態度

本章では、外国判決の存在自体の否定に基づく態度を検討した。この態度は、国際条約あるいは政府声明により正式に定立された相互性に立脚している。すなわち、外国判決に効力が原則的には与えられないが、例外的に、正式に定立された相互性に基づく場合にのみ外国判決に効力が与えられる。この意味では、相互性は、不承認の原則の厳格さを緩和する役割を果たしており、外国判決の承認執行制度を基礎づける。

この態度は、一般的に北欧と東欧諸国、ソ連邦を構成していた諸国やその影響を受けたアジア諸国で採用されている。この態度に関する発展を検討するため、ロシアと欧州北部のいくつかの国の古典的な例を取り上げ、これまでの発展を検討した。

第一節 ロシアにおける相互性の原則の発展

第一節では、ロシアにおける発展を検討した。外国判決に対するロシアの伝統的な態度を概観した後、ロシア裁判所の一連の判例動向を紹介しながら、どのように変容してきたかを検討した。結論としては、ロシア裁判所の活発な介入により、国際条約がなければ外国判決が承認執行されないという伝統的な原則が著しく緩和され、最終的には国際条約がなくても、外国判決がロシアで効力を生じうるようになってきたことを確認した。

第二節 欧州北部のいくつかの国における発展

第二節では、オランダ及び北欧諸国における発展を検討した。ここでも、国際条約がなければ外国判決が承認執行されないという伝統的な原則は絶対的ではないと確認した。

第三節 第一章のまとめ

一般的な考察として、条約又は政府声明に基づく相互性がなければ、外国判決を承認執行しないという外国判決に対する基本的な態度は、未だ正式に廃止されていなくとも、少なくとも本論文において検討された国々の裁判所の介入により、多くの場合には覆されたように見える。これらの国における承認原則への変更は以下のとおりまとめることができる。

まず、相互性の存在を要求する原則は、検討した全ての国において家族事件に関する判決（いわゆる形成判決）には適用されない。これらの判決については、外国でなされた判決が一般的に自動的に承認される。

次に、相互性の原則が適用される分野（一般的に財産事件）においては、いくつかの重要な例外が認められているようになった。

第一に、オランダなどでは、相互性の原則が外国判決の「執行」についてのみ適用されるが、外国判決の「承認」に関しては、相互性の原則が適用されない。この区別から、外

国判決の「執行」についても、改めて提起される訴えに際しては、外国判決が新たな判決の根拠になっている。外国判決のこの執行方法は、英米系諸国のコモンロー上の執行手続と類似しているだろう。しかし、イギリスと異なってオランダ裁判所は、外国判決による事実認定および法の適用に対して再審査する権限がある。確かに、いくつかの場合においては（特に管轄合意があるとき）、この裁量権はないが、他の場合においては、この裁量権の行使は妨げられない。一定の程度において北欧諸国でも同様な状況である。

第二に、ロシアなどでは、相互性の原則を避けるために、国内裁判所は、相互主義の原則を援用し、それに基づいて外国判決の承認執行を根拠づけた。つまり、正式な相互性の要求よりも、事実上の相互主義の原則が外国判決の承認執行を根拠づけると認められている。

第三に、不承認の原則を排除するために、ロシア裁判所は、裁判所へのアクセスの権利の不可欠な要素としての執行を受ける権利を援用する。外国裁判所によって下された判決が執行されないとすれば、保障されている裁判所へのアクセスの権利が無意味になると思われるからである。

第二章 自発的調和と外国判決の規範的な価値の否定に基づく態度の自由化

本章では、外国判決の規範的な価値の否定に基づく態度を検討した。この態度によれば、外国判決が判決の価値を有することが検証された後にのみ、例外的に外国判決に効力が認められる。

外国判決の規範的な価値の否定に基づく不承認の原則は、二重の側面から検討できる。第一の側面では、外国裁判所の知的作業の成果としての判決の權威が否認され、外国判決を承認執行するには、その本案の当否を全面的に再審査することが必要とされる。これを実質的再審査という。第二の側面では、外国判決が承認国で効力を有するものとして扱われるためには、事前の執行判決（承認宣言）が必要とされる。外国判決が承認国の裁判所によって予め正式に承認されなければ、その規範的な効果（実体的効果及び手続的效果）は完全に無視される。これを、外国判決の自動承認の原則に対して、個別的承認という。

第一節 実質的再審査に関する発展

第一節では、まず実質的再審査に関する展開を検討した。この体系が初めて現れた国であるフランスにおける発展を中心に、実質的再審査が最終的に廃止されるに至るまでフランス裁判所によってどのように制限されていったかを検討した。この制度を採用していた主要国（一般的に適用されていた国として、フランス、ルクセンブルク、ベルギー、ケベック州、部分的に適用されていた国として、イタリア）では、この制度は歴史的な遺物になったと言えよう。このように、実質的再審査の制度が妥当ではないことは議論の余地はなく、その廃止は現在の外国判決の承認執行の基礎の一つである。

第二節 外国判決の自動承認の一般化に向けて

第二節では、個別的承認に関する発展を検討した。第一節同様、まずフランスにおける発展を検討した後、同様の制度を採用していた他国における発展を検討した。フランスでは、執行判決なしに外国判決を承認しないという原則に 19 世紀半ばから例外が認められ、外国判決が自動承認されるか個別的承認を要するかについては、外国判決の種類により制度が異なる。この制度（いわゆるミックス制度）がどのように確立したかを検討した。まず、人の身分及び能力に関する判決については当初から、これらの判決が執行判決なしに効力を生じるという原則が確立した。その反面、同様の原則は、財産事件に関する判決には未だ拡大されていない。にもかかわらず、フランス学説が指摘しているように、フランスにおける判例動向に照らすと、黙示的な判例変更があったといえるほど、外国判決の自動承認制度に実質的には移行している可能性を示す幾つかの兆候がある。他の国における発展に関しては、イタリア及びベルギーの例を取り上げ、最近の立法作業によって自動承認の原則がどのように一般化されたかを検討した。現在、これらの国では明文規定によって外国判決の自動承認の原則が採用されている。

第三節 第二章のまとめ

本章の検討から、外国判決の規範的な価値の否定に基づく態度である、実質的再審査及び個別的承認が衰退する趨勢があることが確認された。

第一部の結論

以上の検討により、多くの国で認められた不承認の原則がどのように徐々に衰退しつつあるかが確認された。そこから、自発的調和との関係では、外国判決に対する態度に関して、大多数の法体系で承認の原則が認められるようになったといえる。

第二部 自発的調和と外国判決の承認執行の要件の緩和

第二部では、自発的調和の第二の側面、すなわち、外国判決の承認執行の要件に関する発展を検討した。それがどのように発展してきたかについて、二つの方向を確認した。第一章では、承認執行の要件のうち、最も異議が唱えられている要件との関係で、それらの要件の廃止への傾向を検討した。第二章では、承認執行制度の中心的な要件との関係で、それらの要件の再解釈による自由化への傾向を検討した。

第一章 自発的調和と排除の対象となった要件

第一章では、外国判決承認執行要件のうち、その要否について議論が活発に行われてきた準拋法の要件及び相互の保証に関する発展を検討した。現在の承認制度においてこれら

の要件の妥当性が問題視されたため、廃止の対象になった。

第一節 準拠法の要件に関する発展

第一節では、準拠法の要件に関する発展を検討した。ここでは、まず伝統的に準拠法の要件の一般的な適用を認めていたフランス裁判所の判例動向を検討した。フランス裁判所は、フランスの学説の強い批判にも関わらず、準拠法の要件に一定の役割を認めていた。そこでは、等価性の理論を通して、外国裁判所によって適用された準拠法がフランス抵触規則の指定する準拠法と異なっているにもかかわらず、同一もしくは実質的に同様の結果を導くものである場合は、外国判決が承認されていた。しかしながら、フランス学説は、等価性理論を採用しても準拠法の要件がまさに実質的再審査禁止の原則に触れるので、廃止すべきであると強く批判した。その批判に応じて、破毀院は2007年に準拠法の要件を廃止した。

他の法体系でも、同様の方向が見える。特定の分野のみに準拠法の要件を要求していたドイツ、トルコでは、この要件は法改正により廃止された。また、日本では、形成判決の承認に関しては、かつて準拠法要件必要説が通説であったが、現在この説は放棄されている。さらに、フランスと同様の準拠法の要件を要求していたルクセンブルクやケベック州でも、この要件は最終的に廃止された。

第二節 相互の保証に関する発展

第二節では、相互の保証に関する発展を検討した。ここでも、いくつかの法体系で、厳格な要件と見なされた、相互の保証の廃止の方向が見える。本節では、ポーランドとアメリカの例を取り上げた。ポーランドでは、一定の発展の結果、相互の保証は廃止されることになった。アメリカでは、相互の保証が不要であることが、モデル法の改正版やリステイトメントによって断定されている。またその他の法体系では、相互の保証がなお維持されていても、その弊害が解釈により緩和されてきている。例えば、スペインのような国では、相互の保証は形式的にのみ存在しており、外国判決の承認執行の障害となっていない。日本やドイツでは、外国で自国判決が承認執行される可能性があれば十分であると解釈されている。また、相互の保証を厳格に解釈している中国の判決に対しては、日中間の相互承認の関係が示すように、非常に例外的な場合にのみ相互の保証が外国判決の承認執行を妨げうるが、これに対して、ドイツ裁判所はより寛大な態度を示した。いずれにしても、外国判決の承認執行制度が自由化することに伴い、相互の保証の要件は存続していても、満たすのが容易な要件となっている。

第三節 第一章のまとめ

外国判決承認執行要件のうち、その要否について議論が活発に行われてきた準拠法の要件及び相互の保証に関する発展についての本章での検討の結果、これらの要件は明らかに衰退しつつあり、その意味で、自発的な調和が見られる。

第二章 自発的調和と緩和の対象になった要件

最後に、本章では、現在の承認執行制度の中心的要件に関する発展を検討した。様々な承認制度の自由化の背景にある、制度の趣旨の変化は、異議を唱えられている要件のみならず、中心的な要件にも影響をもたらす。それゆえ、これらの要件を現在の承認執行制度の精神・趣旨に適応させるために、一定の調整が必要であると思われる。そこから、様々な法体系の承認執行制度について一定の収斂が現れてきたように見える。ここでは、間接管轄及び公序に関する発展を検討した。

第一節 間接管轄に関する発展

第一節では、間接管轄に関する発展を検討した。従来、外国裁判所の間接管轄の有無を判断するためには、外国裁判所の属する国の裁判権に事件が服するかどうかが目ざされていた。この考えに基づく様々なアプローチがあり（判決国法説、承認国法説、両国法累積的適用説）、いずれも、外国裁判所の裁判権の及ぶ範囲を画定することに立脚していた。しかしながら、現在の承認執行制度においては、いかなる場合において外国裁判所の管轄権の行使が適切で合理的であったかを判断することが注目されるようになった。間接管轄の趣旨の変化の結果として、判決国法説及び両国法累積的適用説が正当性を失い、また、承認国法説の説明の仕方を再検討すべきになった。つまり、間接管轄の趣旨の変化に応じて、承認国からみて、その国の判断基準に照らして、外国裁判所の裁判管轄の行使が適切で合理的であったかどうかを判断することになった。

このような説明の仕方を採用すると、どのような場合において承認の段階で外国裁判所の管轄の行使が適切で合理的であったかが中心の問題になる。一般的に、外国裁判所が事件・当事者と十分な関連性があるとき、当該裁判所の裁判管轄の行使が適切で合理的であると見なされる。この関連性があると判断するためには、いくつかの判断基準が考えられる。

まず、承認国が外国裁判所の間接管轄があったかどうかを判断するので、承認国が自国の裁判所に定めている国際裁判管轄ルールを基準にして、それに基づき外国裁判所の間接管轄の有無を判定するやり方で、これを鏡像理論という。この場合、承認国の直接管轄の規則が適切な司法の運営を反映しているので、外国裁判所の間接管轄の有無を判断するために、同一の基準の適用が適当であると思われる。この点に関して、イタリア、日本、ドイツの例を取り上げて、様々な法体系でどのように鏡像理論が発展してきたかを検討した。そして、これらの国の発展に照らして、鏡像理論の原則が採用されていても、厳格な鏡像理論よりも、緩やかな鏡像理論の原則を採用することが、上記の関連性の考え方に適合するという見解が有力になってきた。

次に、フランスの判例動向が示すように、フランス裁判所は、1985年に判例変更により柔軟な基準、すなわち、個別的事件で外国裁判所が事件と特徴的な関連性があるときは間接管轄が認められるという、一般条項の基準を採用した。言うまでもなく、この基準の本質自体は、外国判決と事件との関連性に立脚している。

最後に、間接管轄についての具体的な判断基準を規定している国もある。ここでは、外

国裁判所の間接管轄を判断するために、可能な間接管轄基準を予め列挙する方法が採用されている。しかし、この管轄基準の列挙についても二つのアプローチがある。スイス国際私法典のように、認められるこれらの基準を訴訟類型ごとに積極的に列挙する方法がある。また、アメリカ法律協会の外国判決承認執行に関する連邦立法案のように、消極的に、認められない管轄基準を列挙する方法がある。

これらの判断基準は共通の特徴を有していると思われる。それは、いずれの判断基準においても、裁判所と事件・当事者との関連性が重要視されることである。このことから、判断基準は異なっているにもかかわらず、間接管轄に関する各国の実務は、基本的考え方として収斂してきたように見える。

他方で、フランスの判例動向が示すように、間接管轄の判断基準が自由化されると、この方向と相容れないルールを維持することが難しくなる。例えば、フランスでは、民法典 15 条に与えられた専属的な性質は、破産院が 1985 年に採用した柔軟な基準にとって重大な例外であった。このルールを維持するだけで、他の承認要件の自由化が無意味になると思われる。そこで、承認執行制度の自由化の方向に従い、判例変更により、15 条の専属的な性質は廃止された。

第二節 国際的公序：懲罰的損害賠償の問題の例

第二節では、懲罰的損害賠償を命じるアメリカ判決の外国における受容性の観点から、公序に関する発展を検討した。懲罰的損害賠償の反公序性という伝統的な立場は、少なくとも原則的なレベルでは変わってきた。例えば、本節で取り上げたフランス、スイス、イタリア、ギリシアでは、懲罰的損害賠償それ自体は公序に反しないとされ、これらの損害賠償額が明らかに不合理で不均衡な場合のみにおいて承認国の公序に反すると認められるようになった。

第三節 第二章のまとめ

本章で検討した二つの要件に関しても、今日における外国判決の承認執行制度の精神・目的に適応するように、これらの要件の基本にある理解が変化してきている。

第二部の結論

以上の発展から、多くの国で認められていた厳格な要件あるいはそれらの厳格な解釈が、どのように徐々に衰退しつつあるかが確認された。そこから、自発的調和との関係では、外国判決の承認執行の要件に関して、様々な法体系の承認執行制度が収斂してきたことが確認された。この収斂の趨勢の結果、外国判決の承認執行に関する大きな相違がさらに消えつつあり、そこから様々な制度が自発的に調和されてきたといえると思われる。

全体の結論

様々な法体系における以上の発展から、外国判決承認執行制度は明らかに自由化され、この自由化に伴って一定の調和が自発的に発現してきている。すなわち、この自発的調和の現象により、外国判決の自由移動を妨げるルールが徐々に排除され、その代わりに外国判決の承認執行を促進するための、外国判決に対してより好意的な枠組みが採用されるようになった。この現在の承認執行の枠組みにおいては、様々な法体系の間に多くの共通点が見られる。外国判決に対する態度のレベルでは、外国判決の承認の原則、実質的再審査の禁止、外国判決の効力の尊重である。承認執行の要件のレベルでは、準拠法要件の廃止、相互の保証の衰退、間接管轄の判断基準としての関連性への注目、国際公序の発動に対する慎重さのような様々な要素である。これらが多くの法体系において、現在の外国判決承認執行制度に共通する特徴である。

本論文全体を通して、なぜ外国判決の承認執行制度が自発的に調和されてきているのかについて説明を論じてみた。この点については、様々な説明が考えられうるが、一般的な考察として、問題になったルールの背景にある政策をみれば、共通要素が導き出されうると思われる。これらのルールは、国家主権の概念を反映する公法的な捉え方（*conception publiciste*）に立脚している。あまりに外国判決の公的な側面に注目し過ぎると、外国判決に対する厳格な態度及び要件が国家の利益にかなうと評価され、国家の公的利益の保護の役割を果たす要件がますます創設されるようになる。しかし、これに対して、グローバル化に伴う世界の国際化、国際取引の促進及び市場の開放の要請、当事者自治の優先、私人の利益の保護及び人権尊重の要請、国境を越える身分関係の国際的な安定性の要請などの現在の世界の様々な基本的な要素を反映する私法的な捉え方（*conception privatiste*）が支配的になってきたことについて疑問の余地はない。このような理解の下では、当事者の実体的及び手続的利益の保護を優先すべきである。このようにして、外国判決の承認執行の私的側面と両立しえない要件は、現在の承認執行の制度に適合しないと評価され、結果として廃止されるようになる。外国判決承認執行制度の展開は、この政策の変化を示しているのではないかと思われる。